

池田泉州奨学金 奨学生募集要項

1. 池田泉州奨学金について

池田泉州奨学金は、池田泉州銀行からの寄附金を活用し、向学心がありながら、経済的に非常に厳しい環境にある高校生を支援し、日本の未来を担う人材を育成することを目的として創設された返還不要の給付型奨学金です。

なお、奨学金は、教材費（教科書、参考書、学用品など）、部活動、地域活動、修学旅行積立金、生活費（寮費、食費、交通費など）など自己のために使用することとします。他者へ贈与、貸与することは認めません。

2. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者

- (1) 大阪府、兵庫県の一部（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）に在住している者（住民基本台帳に登録されている者）で、募集年度の4月1日時点で18歳未満の者。
- (2) 高等学校（全日制課程、定時制課程、通信制課程）、特別支援学校高等部、中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は専修学校高等課程の1年次に在籍する者で、向学心を有する者。
- (3) 市町村民税所得割が非課税（0円）世帯の者（生活保護受給者含む）。
※市町村民税及び都道府県民税の確認は、勤務先から渡される特別徴収税額決定通知書や、市町村から発行される(非)課税証明書等で確認が可能です。
- (4) 本人、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）が、反社会的勢力もしくはこれに準ずる者またはそれらの構成員ではない者。
- (5) 給付期間の3年間について、生活状況報告およびフォローアップ（面談、メール等でのインタビュー等）に対応できる者。
- (6) 日本国籍を有しない場合は、永住者または特別永住者の在留資格を有する者。

3. 給付金額・期間

返還不要の奨学金を1名あたり月額2万円（24万円/年×3年間）給付

4. 採用予定人数

年間10名程度

5. 他の奨学金制度との併願・併給

可能

6. 選考方法

当法人の選考委員会で、申請内容、面接等より総合的に判断します。なお、非常に多くの申込が予想されることから、1次選考は抽選により通過者（20名程度）を決定します。

7. 奨学金の給付

初年度は、9月に4月～9月までの6ヶ月分（12万円）を奨学生本人名義のご指定の金融機関口座へ振込みます。以降は、3ヶ月ごとに3ヶ月分（6万円）の奨学金を振込みます。なお、本人口座の開設手続きが難しい場合は、ご相談ください。

8. 採用後の奨学生への依頼事項

当法人が参加を要請する行事への参加、寄稿の依頼等について協力をお願いします。

9. 奨学金の給付停止

奨学生が以下の事項に該当する場合は、奨学金の給付を停止し、給付済の奨学金の返還を求めることがあります。

- (1) 奨学金の申請書、および各種報告書に虚偽の記載があったとき。または指定された書類が提出期日までに提出されないとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 奨学金を辞退したとき。
- (4) 奨学金を他者へ贈与、貸与したとき。
- (5) その他当法人が奨学生として適切でないとみなしたとき。

【注意事項】

■お問い合わせについて

応募に関する質問、申請にあたっての相談事、合理的配慮の希望等がある場合は、当法人ホームページのお問い合わせフォームよりご連絡ください。また、「よくある質問」をホームページに掲載していますので、こちらもご覧ください。

※選考結果に関する個別の問い合わせには対応できませんのでご了承ください。

■個人情報の取扱いについて

当法人がこの奨学金給付申込みに関して取得する個人情報は、選考、奨学生の決定通知や奨学金支給など、業務に必要な範囲に限定して取り扱い、それ以外の目的で使用することは一切ありません。

※一般社団法人池田泉州奨学基金の個人情報保護方針につきましては、ホームページでご確認ください。

(<https://www.sihd-sf.or.jp/privacy>)

以上